

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 自分の病状に合った病院を探そうとするのですが、広告が少なく見つかりません。病院はなぜもっと宣伝をしないのですか。

(45才、男性、会社員)

## 医療機関の広告

【回答】 患者さんを間違えた情報から守るという観点から、医療法などで医療機関の広告は限られた内容しか許されていません。

規制対象となるのは広告の内容に「誘因性」と「特定性」が「認知性」があり、「特定の医療機関に呼び込む形になっていないか」ということです。具体的には「日本一」「他院より優れている」「〇%の患者が満足」「絶対安全」という文言が、それに当たります。これに該当するとみなされると、



4月からは「消化器内科」「呼吸器外科」「高齢者内科」など、臓器や病態、患

## 誘因性など規制対象

## 最良の方法は 口コミ

懲役または罰金の刑罰に科せられます。

病状に合った医療機関を選ぶ際に注目するのは、主に内科、外科、消化器科などの診療標榜科です。しかし、最近では医師の専門分野も細分化され真の専門性が分かりにくくなってきました。そのため、2008年

者特性に合わせて分かりやすく診療標榜を行うように見直されました。

そのような中、これまでインターネット上のウェブサイトの広告には規制がありませんでした。ウェブサイトに「患者が自らその情報を求めて探すものであるため、自然に目につくテ

レビCMや広告とは異なる」との観点からです。しかし最近では、ウェブサイトで誇大広告に対する苦情が増えており、本年6月1日から、ウェブサイトにおける広告も規制の対象となりました。

07年より開始されている、

の半面、医療機関にとってはこの義務が負担となっているとの声もあります。制度開始から10年以上が経過したものの、その認知度、利用度は低く、また当時とは医療を取り巻く環境が大きく変化しています。利便性が高く、患者の求める情報が掲載されているものになるよう、本制度の見直しが行われている最中です。

いづれにしても、今のところ、自分に合った医療機関を探す最良の方法は知人の口コミであり、知人が医療関係者、とりわけ医師であれば最高でしょう。私たち医師会としましては、なんでも相談できる「かかりつけ医」を持っていただくことを推奨しています。

(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。